

許可後に必要な手続について

許可の更新について

- 許可の有効期間は5年間です。
- 有効期間後も解体業を続ける場合は、更新の申請をする必要があります。
- 有効期限の3か月前から申請することができます。

変更の届出について

○次の事項を変更したときは、30日以内に変更届を提出しなければなりません。

- ①（個人の場合）氏名、住所
（法人の場合）名称、住所、代表者の氏名、役員・政令で定める使用人の氏名、
100分の5以上の株主・出資者の氏名又は名称及び住所
- ②事業所の名称及び所在地
- ③事業者が未成年者である場合、その法定代理人の氏名及び住所
- ④事業の用に供する施設の概要（所在地、面積、用途等）
※ 事業の用に供する施設の構造を変更しようとする場合は、栃木県使用済自動車等の解体業及び破砕業に関する指導要綱第14条に基づく「施設変更の届出書」の提出が必要です。
- ⑤標準作業書の記載事項
- ⑥他の解体業、破砕業、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可番号
- ⑦事業所以外の場所にある保管場所（所在地、面積、保管量の上限）

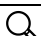
廃業等の届出について

○次の事項に該当した場合は、30日以内に廃業等届を提出しなければなりません。

- ①死亡した場合
- ②法人が合併により消滅した場合
- ③法人が破産手続開始の決定により解散した場合
- ④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
- ⑤解体業を廃止した場合

※ 申請・届出の添付書類等、詳しくは栃木県ホームページをご確認ください。

【栃木県ホームページ】

栃木県 自動車リサイクル 

【取扱窓口】

所在地を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所

自動車リサイクルシステムへの事業者登録について

※県への申請・届出とは別に必要な手続きです。

新規許可を取得したとき

県の許可を受けた後、自動車リサイクルシステムに事業者登録をする必要があります。

更新許可申請をしたとき

県への更新登録申請後、自動車リサイクルシステム上で『更新申請済』のボタンを押す必要があります。

変更届出をしたとき

自動車リサイクルシステム上の事業者登録情報の変更が必要な場合があります。

廃業等届出をしたとき

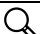
自動車リサイクルシステム上の事業者登録情報の廃止が必要です。

移動報告について

- 自動車リサイクル法では、各事業者が使用済自動車、解体自動車等の「引取り」「引渡し」を行った際、原則としてパソコンで情報管理センターにインターネット経由で移動報告を行う必要があります。
- パソコンを利用できない場合はFAXを利用することもできますが、別途情報管理センターへ手数料の支払いが必要となります。

※事業者登録・移動報告について、詳しくはこちらからご確認ください

【WEBで確認】

自動車リサイクルシステム 

【電話で確認】

自動車リサイクルコンタクトセンター（050-3786-7755）